

# 第3次垂井町生涯スポーツ振興計画

平成30年3月策定

令和5年3月見直し

垂井町教育委員会

## 目次

|                                       |         |
|---------------------------------------|---------|
| 第1章 計画策定にあたって .....                   | P 1・2   |
| 第1節 計画策定の趣旨 .....                     | P 1     |
| 第2節 計画の位置付け .....                     | P 1     |
| 第3節 計画の期間 .....                       | P 2     |
| 第4節 SDGsとの関係 .....                    | P 2     |
| <br>                                  |         |
| 第2章 基本理念・基本目標、基本計画 .....              | P 3～6   |
| 第1節 基本理念・基本目標 .....                   | P 3     |
| 第2節 平成30年度～令和4年度 of 取組の検証 .....       | P 4     |
| 第3節 基本計画 .....                        | P 5     |
| 第4節 施策の体系 .....                       | P 6     |
| <br>                                  |         |
| 第3章 施策の展開 .....                       | P 7～12  |
| 第1節 施策と主な取組内容 .....                   | P 7     |
| <br>                                  |         |
| 資料編 .....                             | P 13～26 |
| 資料1: アンケート調査 結果報告 .....               | P 14～22 |
| 資料2: 垂井町生涯スポーツ振興計画基本計画策定委員会設置要綱 ..... | P 23・24 |
| 資料3: 垂井町生涯スポーツ振興計画基本計画策定委員等名簿 .....   | P 25    |
| 資料4: 基本計画に係る見直しの経緯 .....              | P 26    |

[本計画における「スポーツ」とは]

本計画では、推進の対象とする「スポーツ」を、より身近に感じていただき、気軽に取り組んでもらえるように、運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体の運動として広く捉えています。

また、「スポーツ」を行うことを、「スポーツ活動」として表現しています。

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

本町は、これまで、「町民一人1スポーツの町の実現」を基本目標とし、平成30年3月に策定した「第3次垂井町生涯スポーツ振興計画」（以下「本計画」という。）に基づき、令和9年度までを目標期間として、スポーツ振興に取り組んできました。

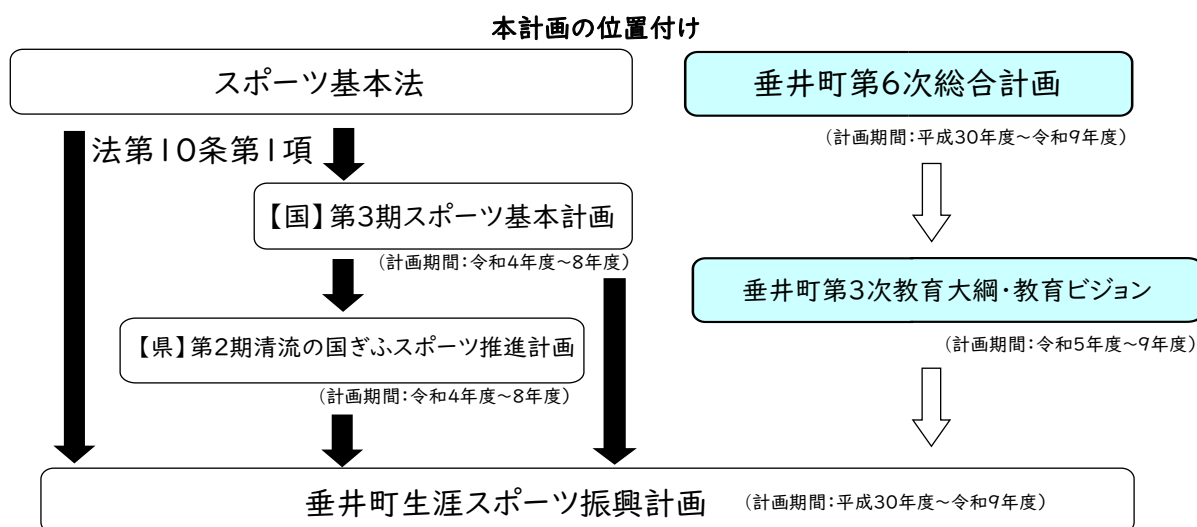
この間、我が国では、アジアで初となる「ラグビーワールドカップ2019(TM)」、昭和39年に開催された前回大会以来2回目となる「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催されました。こうした国際大会やプロスポーツにおいて、日本人選手や地元出身の選手が活躍する姿は、多くの人々に夢や感動を与えました。

本町では、こうしたスポーツへの関心の高まり、日常生活におけるスポーツの位置付けの変化等を踏まえながら、人生100年時代を迎えて、町民が心身ともに充実して過ごし、スポーツの力により地域に活力を創出することを目的として、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする基本計画の策定を行います。

## 第2節 計画の位置付け

各市町村の教育委員会で策定するスポーツ推進計画は、スポーツ分野における最上位の計画であり、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定に基づいています。

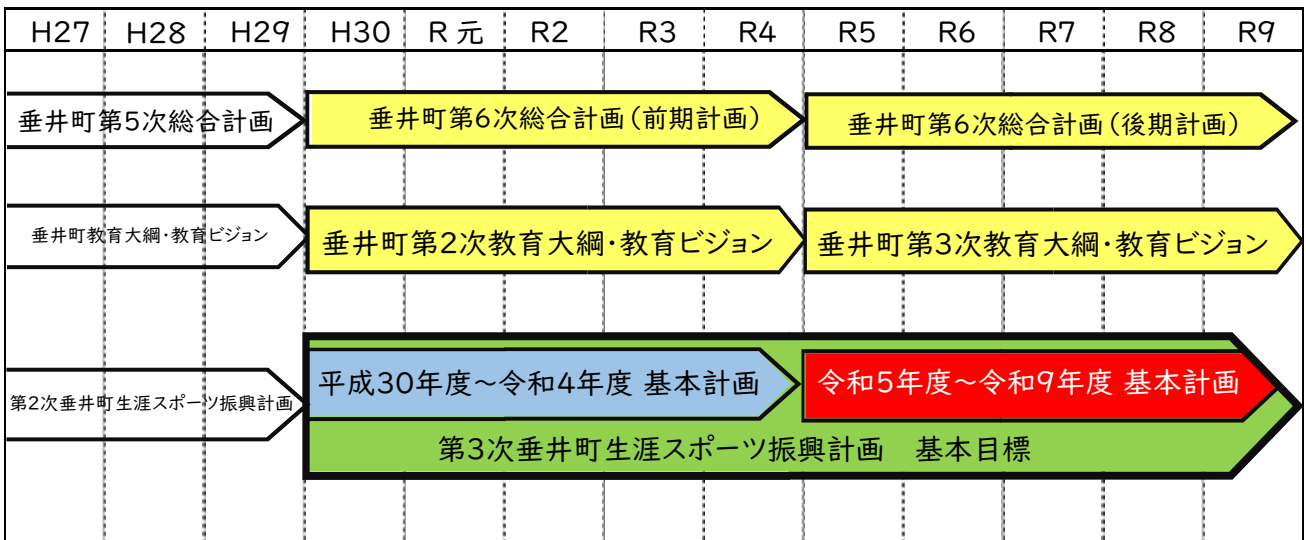
本町では、国の「第3期スポーツ基本計画(令和4年3月)」と、県の「第2期清流の国ぎふスポーツ推進計画(令和4年3月)」の内容を踏まえるとともに、「垂井町第6次総合計画」や令和5年3月策定の「垂井町第3次教育大綱」「垂井町第3次教育ビジョン」との整合を図りながら、本計画を策定し、スポーツ活動の推進を図ります。



### 第3節 計画の期間

本計画は、基本理念・基本目標、基本計画をもって構成します。基本目標の取組期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間で、そのうち、基本計画の取組期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。なお、本町におけるスポーツ活動へのニーズ、並びに国の動向や社会情勢の変化等への対応が必要となった場合は、計画の進捗状況等により、計画を見直すこととします。

垂井町生涯スポーツ振興計画の期間



### 第4節 SDGsとの関係

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年までの15年間で達成するために掲げた国際目標であり、環境、経済、社会それぞれの側面を統合的に向上させるため、17の目標と169のターゲットから構成されています。この目標の達成に向けて、政府だけではなく、企業や自治体、諸団体、住民それぞれが協力・連携し合うことが求められています。そこで、本計画の策定においても、SDGsの視点を取り入れ、持続可能な生涯スポーツの振興と、基本目標の達成に向けた各施策を推進します。

【本計画に関連する取組目標(ゴール)】



※ 第3章「施策の展開」中、各方針の見出しの下に、該当する取組目標(ゴール)のロゴを表示しています。

## 第2章 基本理念・基本目標、基本計画

### 第1節 基本理念・基本目標

垂井町は、「スポーツの町」を宣言している町です。

私たち垂井町民は、スポーツを通して健康でたくましい心とからだをつくり、豊かで明るい町を築くため、次の目標をかかげ、ここに「スポーツの町」を宣言します。

- 町民すべてが、スポーツに楽しみ、たくましい心とからだをつくりましょう
- スポーツを通して、友情を高め、地域の和をひろげましょう。

この宣言内容を基本理念として、次の基本目標を掲げます。

## 「町民一人一人スポーツの町の実現」

この基本目標は、町民一人一人が日常生活の中で、自主的・継続的にスポーツに親しみ、明るく豊かな生活を営む姿を目指しています。

スポーツ活動に取り組むことは、体力づくり・仲間づくりに関わり心身ともに健康な人間の形成に繋がっていきます。さらに、活力あるまちづくり、健康で明るく、人と町が輝くまちづくりに資するものと考えます。ひいては、高齢化等に伴い増加している医療費の削減の一助になることも期待できます。

また、本計画期間中の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、スケートボードを始めとした新競技も加わり、オリンピックでは33競技339種目、パラリンピックでは22競技540種目の史上最多の種目数となり 今後のスポーツの新たな広がりが期待される所です。また、世界各国からアスリートが集い、健常の方も障がいのある方も全力で競技に臨むその姿は、観戦した人々を感動させ、スポーツに対する興味や関心を多いに向上させることとなりました。このような東京2020大会のレガシーが、本計画の基本目標である「町民一人一人スポーツの町の実現」に寄与することであると見え、基本計画における各施策を展開します。

### 【現状と課題】

- 1 スポーツ関係団体・クラブの組織の再編と育成
  - ・ 各スポーツ関係団体の育成に向けての支援を行いましたが、それぞれ自主自立した活動には至っておらず、組織のあり方を検討する必要があります。
  - ・ 小中学校等関係機関に、スポーツ少年団の団員募集チラシを配布し、団員確保に努めました。
- 2 スポーツに親しむ機会の提供
  - ・ 「垂井町スポーツ・レクリエーション祭」や、地区まちづくり協議会が主体となったスポーツ事業を開催しました。「垂井町スポーツ・レクリエーション祭」については、一般町民の参加が少ないので、誰もが気軽に参加できるイベントにする必要があります。
  - ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、本町出身のパラアスリートが小中学校を訪問して、車いすバスケットボールの体験を通じて、子どもたちに夢や希望を与える活動を展開できました。
- 3 スポーツ推進を支える指導者の養成・確保
  - ・ スポーツ推進委員と地区体育推進員が協力し、地域のスポーツ事業を展開しました。今後は、スポーツ推進委員等が、地区まちづくり協議会とのさらなる連携強化を図り、ニーズに応じたスポーツ教室や体験会を開催する必要があります。
  - ・ スポーツイベントを企画・運営できる人材の育成が必要です。また、各種スポーツ指導者の育成を図るとともに、指導者の登録制度について検討が必要です。
- 4 スポーツ環境の整備・充実
  - ・ 既存スポーツ施設の有効活用を図っています。しかし、町体育施設は老朽化しており、計画的な改修等が必要です。
- 5 スポーツ関連情報の提供
  - ・ スポーツイベント参加者の募集や、全国大会等出場者の表敬訪問記事等を、広報及びホームページに掲載しました。さらに、町公式SNS等の活用や地域メディアとの連携を図りながら、幅広いスポーツ関連情報を発信する必要があります。
- 6 スポーツイベントの開催
  - ・ 「垂井町総合体育大会」と「垂井町スポーツ・レクリエーション祭」の開催目的を整理した上で、関係団体の組織の現状を捉え、各大会の開催方法等について協議を行う必要があります。

基本目標を実現するため、基本計画では次の4つの方針に沿って、取組を展開していきます。

### 【4つの方針】

#### 1 スポーツを「する」機会の充実

年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、生涯を通じてスポーツを生活の中に根付かせ、誰もが、いつでも、身近な場所で気軽にスポーツ活動を行うことができるよう、ライフステージや体力等のレベルに応じた取組を進めます。

また、競技力の向上を図り、全国大会等において活躍できる選手・チームを輩出できるよう競技スポーツの推進を支援します。

#### 2 スポーツを「観る」機会の充実

スポーツを「観る」ことにより、スポーツに親しみ、スポーツ活動のきっかけとなることから、スポーツ交流イベントの開催によりスポーツ観戦を推進します。

とりわけ、トップアスリート等の技術を身近で観戦することは、スポーツへの関心や興味を高める機会にもなるため、トップアスリート等との交流を計画します。

#### 3 スポーツを「支える」体制強化と人材の育成

スポーツを「する」「観る」人々を「支える」団体や指導者の育成に取り組むとともに、より多くの人々がスポーツに関わり活躍できるようにスポーツボランティアの育成に取り組めます。

#### 4 スポーツ環境の整備・充実

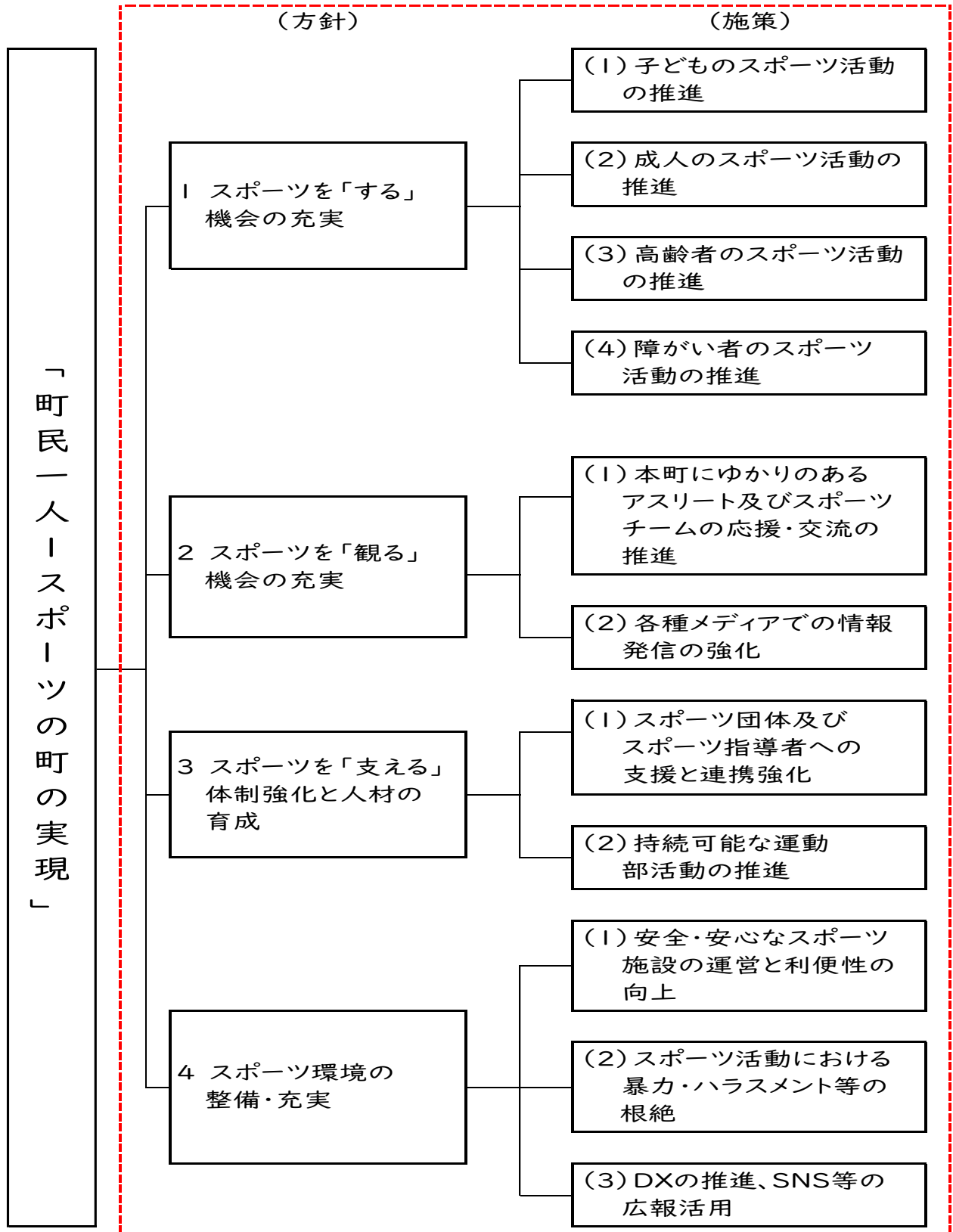
スポーツを「する」「観る」「支える」人々が、年齢や体力に応じたスポーツ活動を自ら進んで継続的に楽しむことができるよう、スポーツ施設や公園等の公共施設の整備と、スポーツ情報の提供の充実等に取り組めます。

## 第4節 施策の体系

基本目標を実現するために、以下の体系のもと、総合的かつ計画的に取り組を進めます。

### 【基本目標】

### 【基本計画】





## 第3章 施策の展開

### 第1節 施策と主な取組内容

#### 方針1 スポーツを「する」機会の充実



#### 施策1 子どものスポーツ活動の推進

スポーツを行う機会が減少している子どもたちに対して、地域スポーツの団体や担い手と連携して必要なスポーツ活動の場を創出し、可能性に挑戦し、主体的に参加できるスポーツの機会の充実を図ります。

##### 【主な取組内容】

- ①各地区でスポーツ推進委員等による子ども向けのスポーツ教室・体験会を開催します。
- ②スポーツ少年団や各競技団体が実施するスポーツ教室の支援や、大会における表彰により町民スポーツ活動の啓発を行います。
- ③能力や適性に応じた指導を受ける環境づくりのために、保護者、地域、行政のさらなる連携・協働による活動を推進し、スポーツ選択の幅を広げる取組を行います。

#### 施策2 成人のスポーツ活動の推進

スポーツ実施率の低い働き盛り世代や子育て世代が、仕事や家事、育児等のライフスタイルに合ったスポーツを日常的に続けていけるよう、手軽に行うことができる運動や、家族が一緒に行うことができるスポーツの普及・啓発に努めます。

##### 【主な取組内容】

- ①スポーツによる「仲間づくり」や「交流」が生まれる機会として、垂井町体育協会と垂井町教育委員会が共催する「垂井町総合体育大会」を継続して開催するとともに、運営方法について検討します。
- ②不破郡レクリエーション協会と連携を図りながら、誰もが気軽に参加できる「垂井町スポーツ・レクリエーション祭」を開催します。

- ③各地区でまちづくり協議会や体育推進員会等により開催される各種スポーツ大会の支援を行います。
- ④仕事や家事、育児の合間に行える体操等、日常生活の中で手軽にできる運動の普及・啓発を行います。

### 施策3 高齢者のスポーツ活動の推進

高齢者にとってスポーツは、健康や体力の保持・増進のため、また、社会参加の場として重要な役割を果たしていることから、体力や身体能力に応じたスポーツ活動を推進します。

#### 【主な取組内容】

- ①身体機能や認知機能の低下を予防し、高齢者が生き生きと過ごせるよう、高齢者福祉関係機関や各地区まちづくり協議会等と連携した体力づくり事業を展開します。
- ②高齢者のスポーツに関するニーズ把握に努め、地域や日常生活の中で気軽にできるスポーツ活動の推進に取り組みます。

### 施策4 障がい者のスポーツ活動の推進

東京 2020 パラリンピックのレガシーとして、障がいのある人のスポーツに対する理解を深めながら、支える人を発掘し、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが一緒にスポーツを楽しむことができる環境を整備します。

#### 【主な取組内容】

- ①スポーツ施設のバリアフリー化を進め、障がいのある人が身近にスポーツを楽しめる環境づくりを推進し、スポーツにおけるノーマライゼーションの実現を図ります。
- ②障がい者スポーツへの関心の向上を図り、障がい者がスポーツを始めるきっかけとなるようパラスポーツ体験会等の交流イベントへの参加機会を創出します。
- ③ニーズに応じて、有資格者によるスポーツ教室を開催し、障がい者のスポーツ活動の機会を提供します。

## 方針2 スポーツを「観る」機会の提供



### 施策1 本町にゆかりのあるアスリート及びスポーツチームの応援・交流の推進

本町にゆかりのあるアスリート及びスポーツチームの情報発信や、直接的に町民が触れ合う機会を増やすことにより、スポーツに対する関心や興味を向上させます。

#### 【主な取組内容】

- ①本町にゆかりのあるアスリート及びスポーツチームの選手と、町内小中学生との交流体験会を行います。
- ②FC 岐阜ホームタウンデー開催に係る周知を、広報及びホームページ等で行います。  
(年1回、「垂井町の日」は、座席数限定で無料観戦が可能)

### 施策2 各種メディアでの情報発信の強化

各種スポーツの魅力を広く知らせるために、各種メディアとの連携を図り、情報発信を強化します。

#### 【主な取組内容】

- ①地域メディアとの連携を図り、新聞社、ケーブルテレビ、地域誌等の媒体を通じた、多様なスポーツ関連情報の提供を推進します。
- ②県大会や全国大会で優秀な成績を収め、町長へ結果報告のために訪問された選手の情報を、広報やホームページに掲載し、各種メディアへも情報提供します。

## 方針3 スポーツを「支える」体制強化と人材の育成



### 施策1 スポーツ団体及びスポーツ指導者への支援と連携強化

スポーツ関係団体の各種事業を充実させるため、連携強化のための支援を行います。また、スポーツをする人が自分のレベルや目的等に合った適切な指導を受けることができるよう指導者を育成するとともに、ボランティアとしてスポーツイベント等で幅広く、スポーツ活動を支える

人材を育成し、組織化を検討します。

【主な取組内容】

- ①各種スポーツ団体が自主自立した活動ができるように、組織のあり方も含めて検討しながら、支援を行います。
- ②スポーツ関係団体間の連携を図るために、各活動内容等の情報交換の場の提供方法について検討します。
- ③スポーツ指導者やスポーツ少年団の母集団を対象とする研修会の開催と、指導者資格の取得に対する支援を行います。
- ④スポーツイベントを支えるボランティアを育成するために、研修会等を開催し、組織化を検討します。
- ⑤総合型地域スポーツクラブと連携したスポーツ活動を推進します。

## 施策2 持続可能な運動部活動の推進

「休日における中学校部活動の地域移行」を令和5年度から令和7年度の間に着実に進めます。

【主な取組内容】

- ①国及び県の地域移行に関わるガイドライン等の内容を踏まえて、地域移行に向けた課題の洗い出しと整理を行い、関係団体との調整を進めた上で、中学校部活動の地域移行を推進します。
- ②中学校部活動の地域移行を推進するために、学校の教育方針や部活動の教育的意義を理解し、学校との情報連携を密にできる登録指導者の確保に努めます。
- ③社会人指導者や指導者を目指す候補者に対し、地域クラブ活動の指導に必要な研修会を定期的で開催します。



### 施策1 安全・安心なスポーツ施設の運営と利便性の向上

誰もが安全・安心に町体育施設や学校開放体育施設を利用できるよう、施設の適切な維持管理を行うとともに、施設の効率的利用を図るため、利用手続の運用について見直しを行います。

#### 【主な取組内容】

- ①安全性に配慮したスポーツ施設を整備するため、老朽化した施設の計画的な改修と再整備を進めます。
- ②町体育施設・学校開放体育施設の破損や不具合箇所に対して迅速かつ適切に対応します。
- ③公共施設予約システムを導入して、スポーツ施設利用者の利便性を向上します。

### 施策2 スポーツ活動における暴力・ハラスメント等の根絶

全国的に、様々なスポーツ競技において、指導時の暴力やハラスメント等の問題事案が発生しています。こうした問題の背景・要因については、勝利至上主義、行き過ぎた指導や集団主義等があるという厳しい指摘がなされています。このような現状を踏まえ、本町では、誰もが安心してスポーツを楽しめる環境の整備を行います。

#### 【主な取組内容】

- ①競技団体や地域の指導者を対象に、暴力やハラスメント等の根絶に向けた研修会を定期的に開催します。
- ②公益財団法人岐阜県スポーツ協会に設置されている「暴力行為等相談窓口」のほか、各相談窓口や関係機関との連携のもと、相談事案に適切に対処します。

### 施策3 DXの推進、SNS等の広報活用

デジタル技術の有効活用により、スポーツを「する」「観る」「支える」の実効性を高めるとともに、スポーツ活動に関する情報発信の拡充を行います。

## 【主な取組内容】

- ① デジタル技術を活用した新たなスポーツ活動の取組の推進や、ICT 活用によるスポーツ環境の整備・拡充によりスポーツに親しむ機会を創出します。
- ② 「スポーツをする時間がない」、「スポーツに関心がない」等の理由から、日常的にスポーツ活動をしていない人たちが、気軽に行い、その楽しさに気づくことができるように、町公式 SNS 等の情報発信媒体を通じて、町の幅広いスポーツ情報を発信します。

## 資料編

## 「垂井町第3次生涯スポーツ振興計画基本計画」策定のための アンケート調査 結果報告

### 1 調査目的

町民のスポーツ活動等に関する意識を把握し、「垂井町第3次生涯スポーツ振興計画基本計画」の策定、及び今後の施策等に反映すること。

### 2 調査内容とその概要

「スポーツ活動等」に関するアンケート調査

(1) 調査対象 無作為抽出による垂井町民 1,100 人(18歳 ~ 90代)

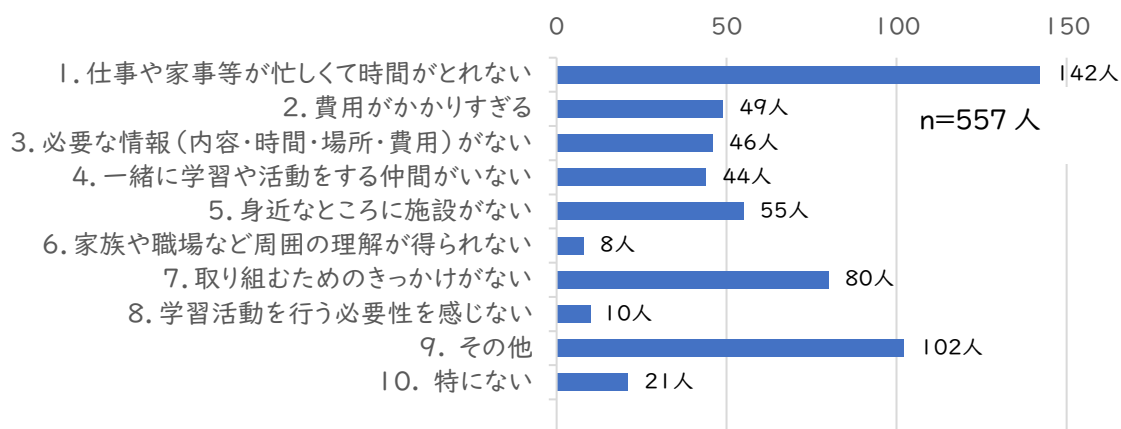
(2) 回答者数 409 人

(3) 調査期間 令和4年7月15日(金)~7月31日(日)

(4) 調査方法 郵送による調査用紙の配布及び回収

### 3 調査結果と所感

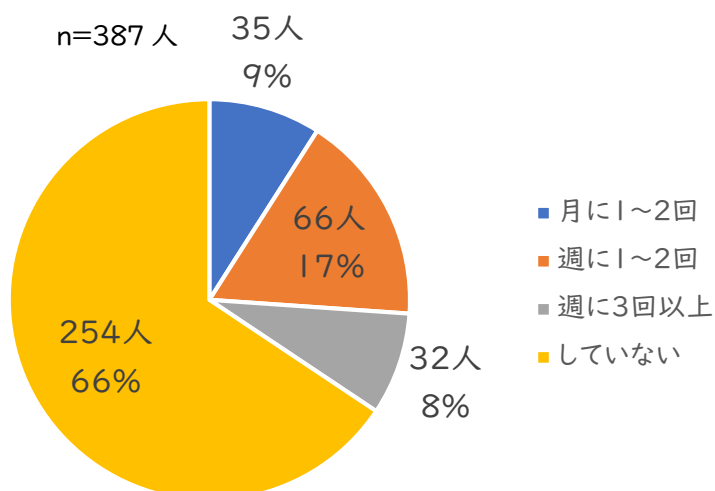
・生涯学習に取り組もうとする際、どのようなことが妨げになっていますか。取り組んでいるけれども、困難がある、取り組みたいができないなど、その原因についてお答えください。



・生涯学習に取り組もうとする際、支障となっているのは、「1. 仕事や家事等が忙しくて時間がとれない」が最も多かった。

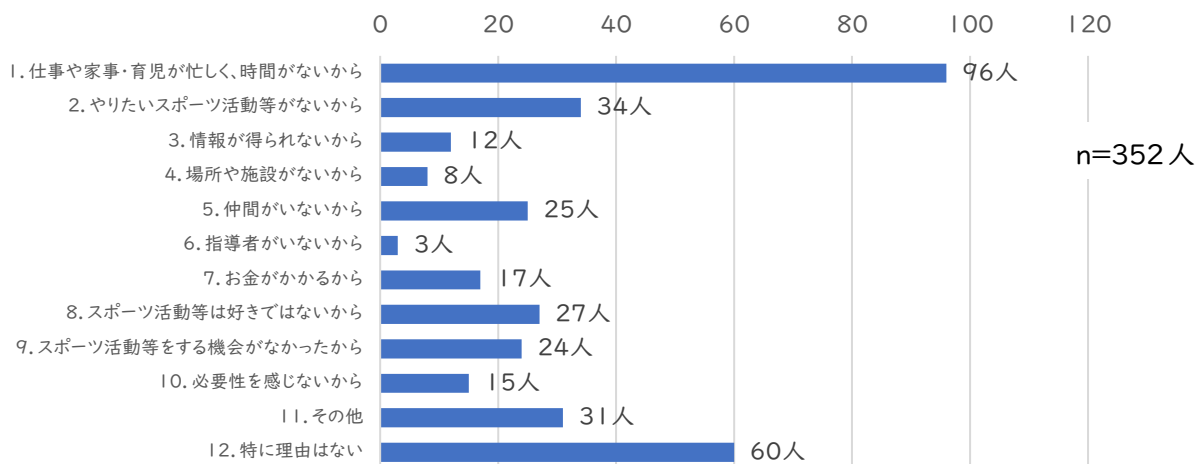


・どのような頻度で、スポーツ活動等をしていますか。



・スポーツ活動等をしていない人の割合が66%と多数を占めており、前回調査より9ポイント増加している。

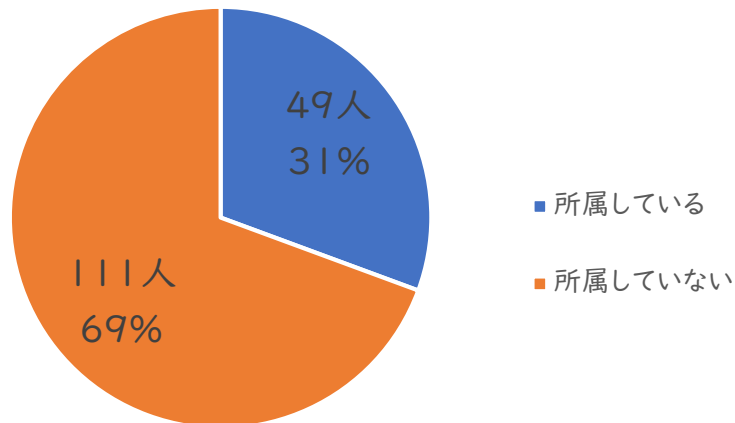
・「スポーツ活動等をしていない」と回答した方におたずねします。その理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください。)



・スポーツ活動等をしていない人の理由として、「1. 仕事や家事・育児が忙しく、時間がないから」が最も多い。  
 ・その他の回答として、「12. 特に理由はない」「2. やりたいスポーツ活動等がないから」などが多い。

・あなたは、現在、スポーツクラブ、またはスポーツチーム（協会）等に所属していますか。

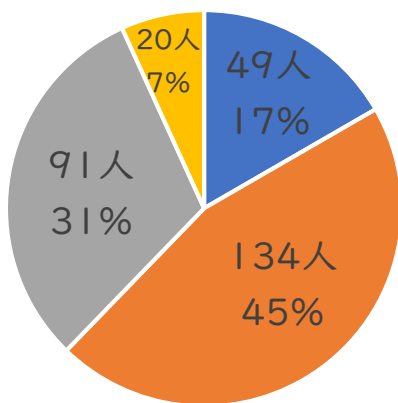
n=160人



・スポーツクラブ、またはスポーツチーム（協会）等に所属していない人は69%と多数を占めており、前回調査より6ポイント増加している。

・あなたは、朝倉運動公園内の施設に満足していますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください。）また、朝倉運動公園内に整備して欲しい施設・設備があれば記入してください。

n=294人



〈不満の理由〉

- ・ 体育館の老朽化
- ・ プールがないこと
- ・ 小学生の利用にお金をとること
- ・ 池や川も含めて公園内の手入れが不十分
- ・ 鹿のフンが多いこと

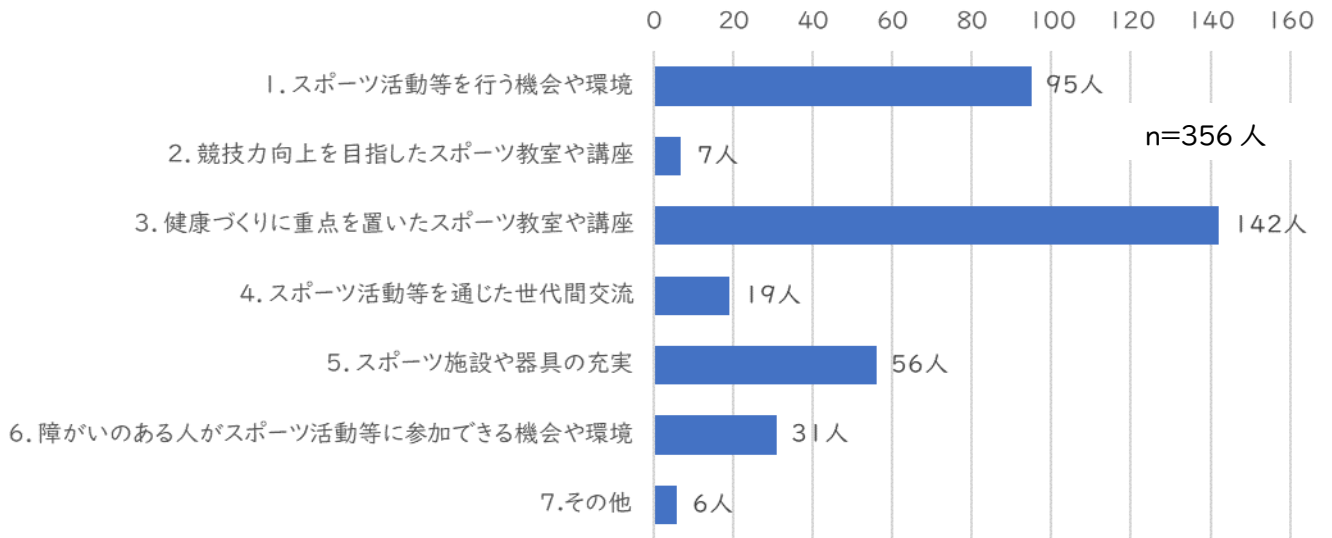
- 1. 満足    ■ 2. やや満足
- 3. やや不満    ■ 4. 不満

・朝倉運動公園内の施設に対して、183人(62%)の人が「1.満足」、「2.やや満足」と答えている。

〈朝倉運動公園内に整備して欲しい主な施設・設備〉

- |              |                  |        |          |
|--------------|------------------|--------|----------|
| ・トイレの増設      | ・体育館の冷暖房と観客席     | ・陸上競技場 | ・屋内プール   |
| ・遊具の増設       | ・フィールドアスレチック施設   | ・キャンプ場 | ・温泉施設    |
| ・鏡のあるダンススタジオ | ・ウォーキング・ジョギングコース | ・カフェ   | ・ドッグラン 等 |

・健康の保持・増進や健康寿命の延伸などが期待できる、スポーツ活動等の充実に向けて、重要だと思うものは何ですか。

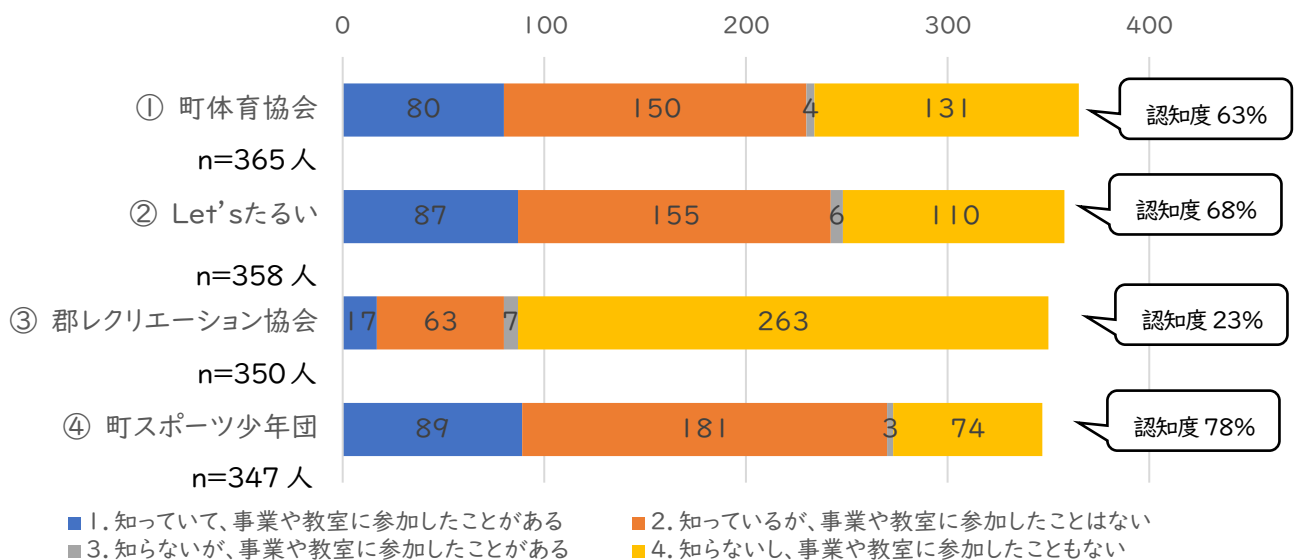


・スポーツ活動等の充実に向けて重要だと思うのは、「3. 健康づくりに重点を置いたスポーツ教室や講座」が最も多く、次いで「1. スポーツ活動等を行う機会や環境」となった。

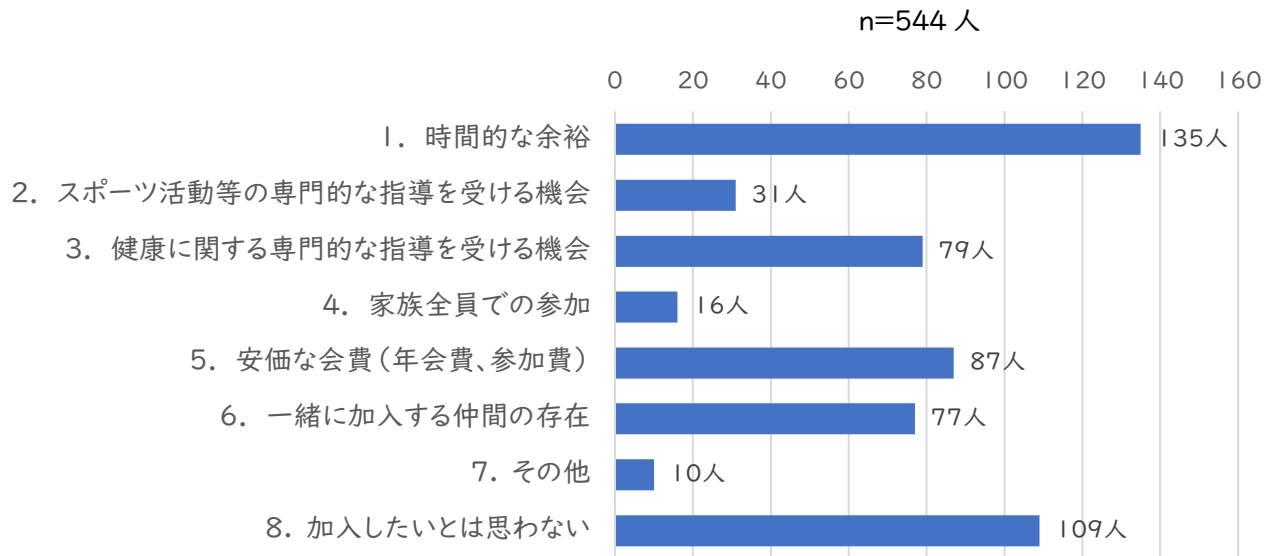
・あなたが知っている、垂井町内の公共的スポーツ団体は、どれですか。すべての項目について、「1・2・3・4」からあてはまるものを1つ選び、○を付けてください。【単位:人】

<選択>

- 「1」は「知っている、事業や教室に参加したことがある」
- 「2」は「知っているが、事業や教室に参加したことはない」
- 「3」は「知らないが、事業や教室に参加したことがある」
- 「4」は「知らないし、事業や教室に参加したこともない」

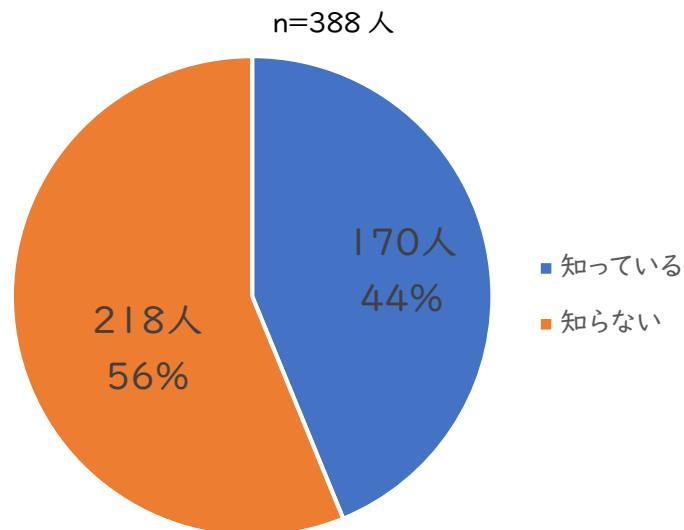


・前問で、町スポーツ少年団を除き、1つでも「2」「3」「4」と回答した方におたずねします。あなたは、今後どのような条件が整えば、各団体の活動に参加したいと思いますか。(あてはまるもの3つ以内に○をつけてください。)



・「1. 時間的な余裕」「5. 安価な会費(年会費、参加費)」「3. 健康に関する専門的な指導を受ける機会」「6. 一緒に加入する仲間の存在」の条件が整えば、活動に参加したいと考えている人が多い。  
 ・一方で、「8. 加入したいとは思わない」と考えている人の割合も多いことが分かる。

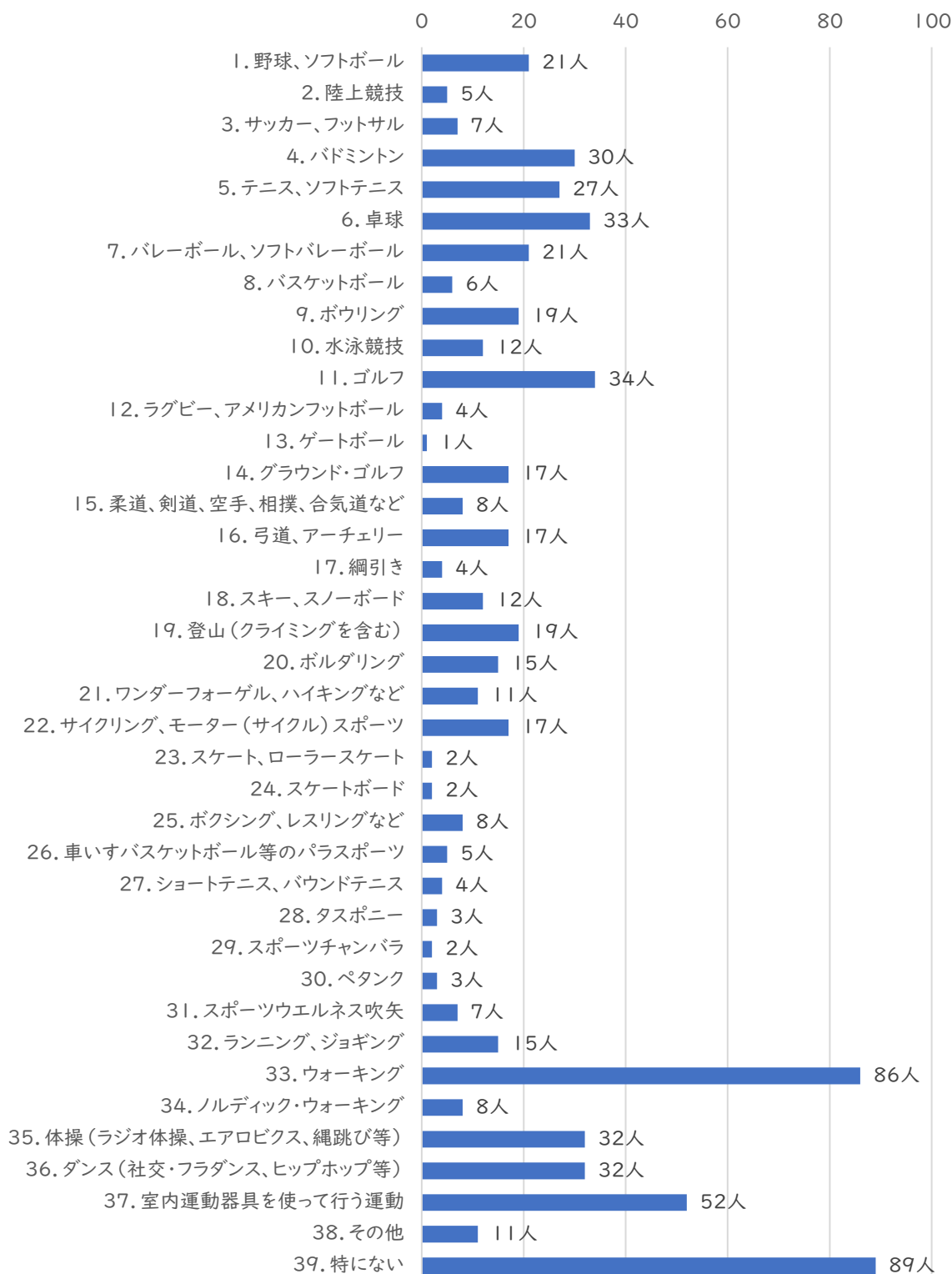
・あなたは、垂井町が「スポーツの町」である(宣言をしていること)ことを知っていますか。



・垂井町が「スポーツの町」宣言をしていることを知っている人は44%で、前回調査より10ポイント増加している。

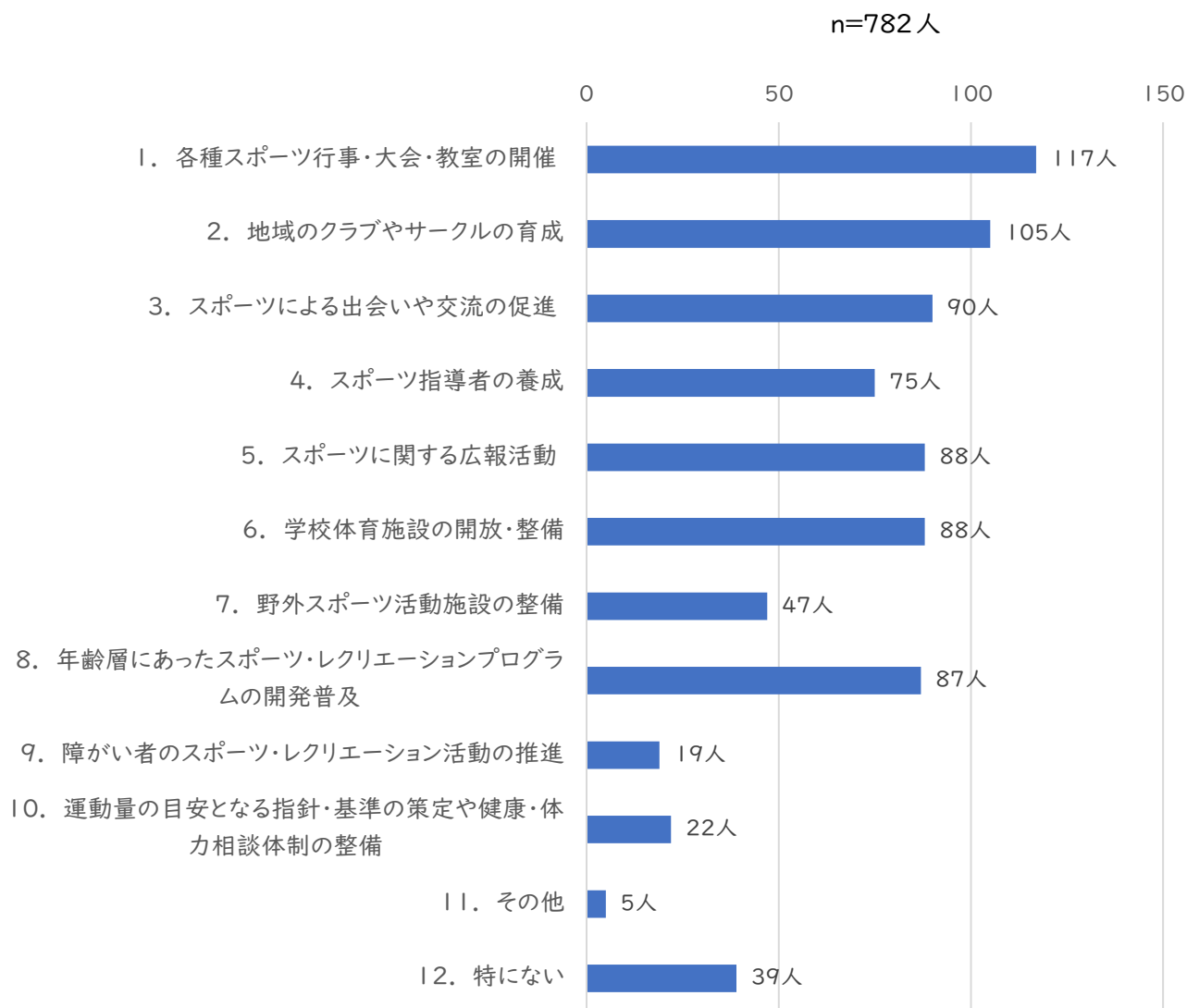
・あなたが行ってみたいスポーツ活動等は、次のうちどれですか。(あてはまるもの3つ以内に○をつけてください。)

n=701人



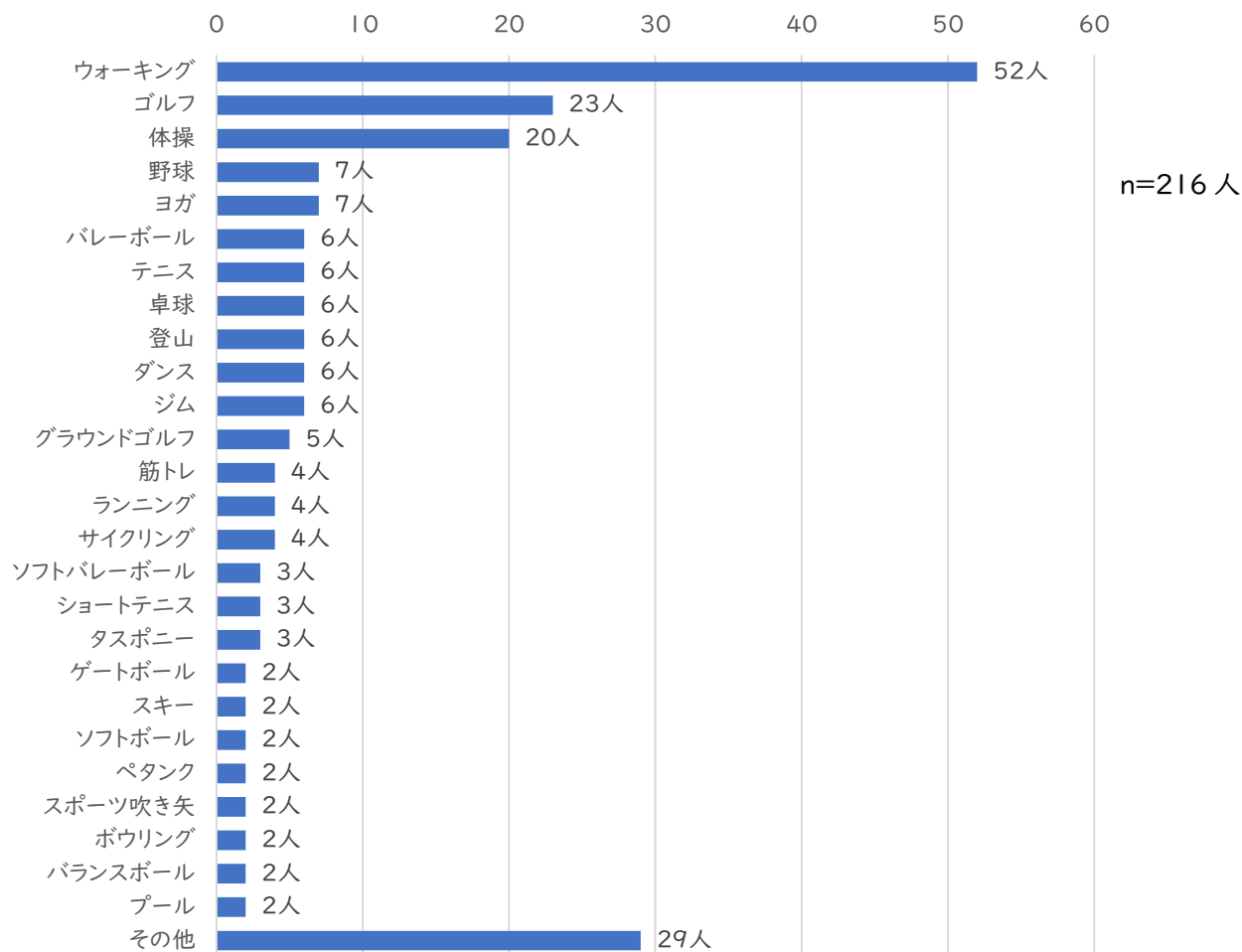
・行ってみたいスポーツ活動等として、「33. ウォーキング」と回答した人がとても多かった。

・垂井町のスポーツを振興させるためには、何が必要であると思いますか。(あてはまるもの3つ以内に○をつけてください。)



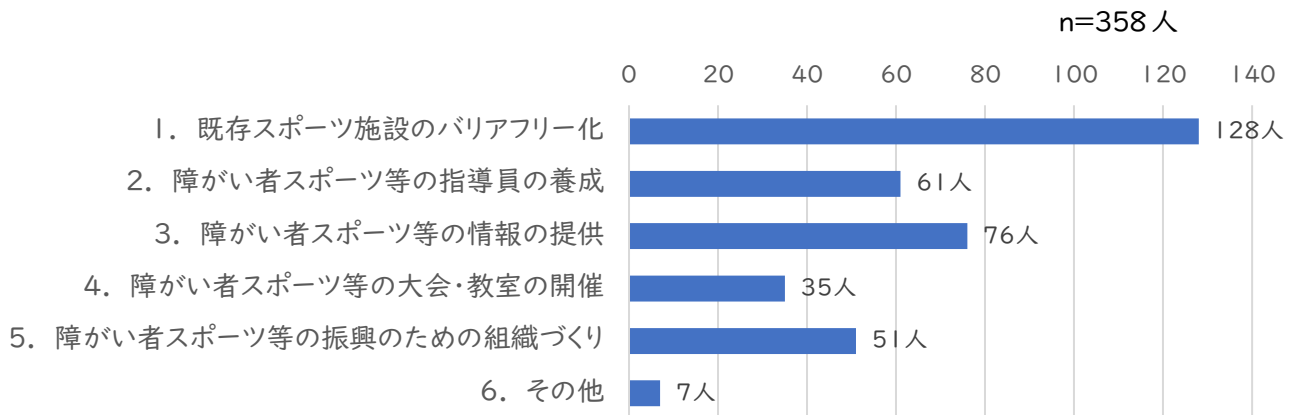
・町がスポーツを振興するためには、「1.各種スポーツ行事・大会・教室の開催」「2.地域のクラブやサークルの育成」「3.スポーツによる出会いや交流の促進」「5.スポーツに関する広報活動」「6.学校体育施設の開放・整備」「8.年齢層にあったスポーツ・レクリエーションプログラムの開発普及」などが必要と考えている人が多い。

・あなたが、現在、行っているスポーツ活動等は何ですか。(3つまで記入してください。)



・「その他」には、「バドミントン」「バスケットボール」「サッカー」「フットサル」「陸上競技」「剣道」「スケートボード」「オフロードバイク」「サーフィン」等が含まれている。

・障がいのある方も、より積極的にスポーツを行うことができるようにするために、必要なことは何だと思えますか。



・障がいのある方が積極的にスポーツを行うことができるようにするためには、「1. 既存スポーツ施設のバリアフリー化」「3. 障がい者スポーツ等の情報の提供」「2. 障がい者スポーツ等の指導員の養成」が必要と考える人が多い。

垂井町のスポーツ事業等について、以下の意見があった。

- ・スポーツ少年団など小学生の施設利用料金を無料にして欲しい。
- ・小学生にスポーツを体験させる機会を増やして欲しい。
- ・垂井町の特徴を活かした競技種目を探して欲しい。
- ・公共施設のトイレを、使いやすい洋式に取り替えて欲しい。
- ・パラスポーツを推進して欲しい。
- ・世界中のスポーツの紹介を行うとよい。 等



垂井町生涯スポーツ振興計画基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町におけるスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に垂井町生涯スポーツ振興計画基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、広く町民の意見を反映するため、垂井町生涯スポーツ振興計画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画策定に必要な意見聴取に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、教育委員会が依頼する者（以下「構成員」という。）7人以内で構成する。

2 構成員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) スポーツ関係団体の代表者
- (2) 中学校体育連盟関係の代表者
- (3) 障がい者関係団体の代表者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 構成員の任期は、教育委員会から委員会の出席の依頼を受けた日から令和5年3月31日までとし、構成員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長及び副委員長は、それぞれ構成員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠け

たときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

| 第3次垂井町生涯スポーツ振興計画基本計画策定委員 |        |                              |
|--------------------------|--------|------------------------------|
| 委員長                      | 角田 寛   | 垂井町スポーツ少年団指導者連絡協議会(会長)       |
| 副委員長                     | 山田 成利  | 垂井町体育協会(会長)・垂井町社会教育委員        |
| 委員                       | 樽角 誠   | 垂井町スポーツ推進委員(会長)              |
| 委員                       | 松浪 敏郎  | 垂井町スポーツ少年団本部(本部長)            |
| 委員                       | 三浦 和真  | 一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会 不破支部(支部長) |
| 委員                       | 波賀野 里美 | 特定非営利活動法人Let'sたるいクラブマネージャー   |
| 委員                       | 河村 佳隆  | 中学校体育連盟担当校長                  |

【敬称略】

|        |       |                         |
|--------|-------|-------------------------|
| アドバイザー | 古田 康生 | 岐阜協立大学 経営学部 スポーツ経営学科 教授 |
|--------|-------|-------------------------|

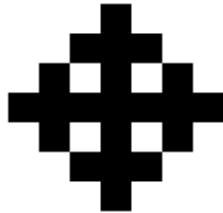
【敬称略】

|     |        |                          |
|-----|--------|--------------------------|
| 事務局 | 川瀬 桂一郎 | 垂井町教育委員会 生涯学習課 課長        |
|     | 片岡 聖人  | 垂井町教育委員会 生涯学習課スポーツ振興係 係長 |
|     | 高橋 怜奈  | 垂井町教育委員会 生涯学習課スポーツ振興係 主査 |

## 基本計画に係る見直しの経緯

| 年月日                 | 内 容  |
|---------------------|--|
| 令和4年7月15日<br>～7月31日 | 町民スポーツ活動等実態調査アンケートの実施<br>対象者：無作為に抽出した垂井町内の18歳から90代の男女1,100人<br>調査方法：郵送による調査用紙の配布及び回収   |
| 令和4年8月～10月          | 町民スポーツ活動等実態調査アンケート結果の集計・考察<br>回答者数:409人  |
| 令和4年11月7日           | 第1回第3次垂井町生涯スポーツ振興計画基本計画策定委員会<br>○委員長及び副委員長選出<br>○第3次垂井町生涯スポーツ振興計画基本計画策定委員会の説明<br>○前期基本計画の振り返りについて<br>○町民スポーツ活動等実態調査アンケート結果について<br>○各団体の現状、課題について情報交換 |
| 令和4年11月22日          | 第2回第3次垂井町生涯スポーツ振興計画基本計画策定委員会<br>○国・県の動向について<br>○生涯スポーツ振興計画基本計画(素案)について   |
| 令和4年12月8日           | 議会報告<br>文教厚生委員会で進捗状況を報告  |
| 令和4年12月20日          | 定例教育委員会(計画案の内容説明)  |
| 令和5年1月10日<br>～2月8日  | パブリック・コメントの実施<br>意見の提出者:1名   |
| 令和5年1月24日           | 定例教育委員会(計画案の内容説明)  |
| 令和5年2月16日           | 第3回第3次垂井町生涯スポーツ振興計画基本計画策定委員会<br>○パブリック・コメントの手續結果について<br>○生涯スポーツ振興計画基本計画(案)について   |
| 令和5年2月24日           | 定例教育委員会(議案承認)  |
| 令和5年3月3日            | 議会報告<br>文教厚生委員会で計画内容を報告  |





スポーツの町 垂井町  
～ 町民一人一人スポーツの実現を目指して～

## 第3次垂井町生涯スポーツ振興計画

令和5年3月 発行  
垂井町教育委員会 生涯学習課

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957-11  
電話：(0584)22-1154(直通)  
FAX：(0584)22-5180  
E-mail：syougaku@town.tarui.lg.jp